

舟形町男女共同参画推進計画 (案)

山形県最上郡舟形町

目次

第1章 計画策定について	2
第1節 計画の趣旨	2
第2節 男女共同参画について	2
第3節 計画の概要	5
第4節 男女共同参画をめぐる社会の状況	6
第5節 舟形町の現状と課題	7
第2章 計画の内容	10
第1節 基本理念	
第2節 基本目標及び施策の体制	
第3章 具体的な取り組み	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	11
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	12
基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり	14
第4章 計画の推進について	15
第1節 推進体制	
第2節 計画の進行管理	
参考資料	16
・舟形町男女共同参画に関するアンケート分析結果	17
・舟形町男女共同参画推進委員名簿	32

第1章 計画策定について

第1節 計画の趣旨

舟形町では、平成27年3月に「舟形町男女共同参画推進計画」を策定し、町民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、自らの個性と能力を十分に発揮できる地域社会の中で、みんなが思いやりを持って支え合うまちづくりを目指すことを基本理念に、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

また、令和元年3月には、人口減少と少子高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、第7次舟形町総合発展計画が策定されました。この計画では、町民の誰もが幸せを実感し、「住んでる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながた』」を町の将来像として掲げており、男女共同参画社会推進のための施策が盛り込まれています。

持続可能なまちづくりの推進においては、町民一人ひとりが、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現が必要です。また、一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、学校や仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できることが、将来像につながります。

このような考えに基づき、舟形町における男女共同参画社会をどのように推進するか、どのような施策を展開するかを具体的に示すものとして、「舟形町男女共同参画推進計画」(以下、本計画)を策定します。

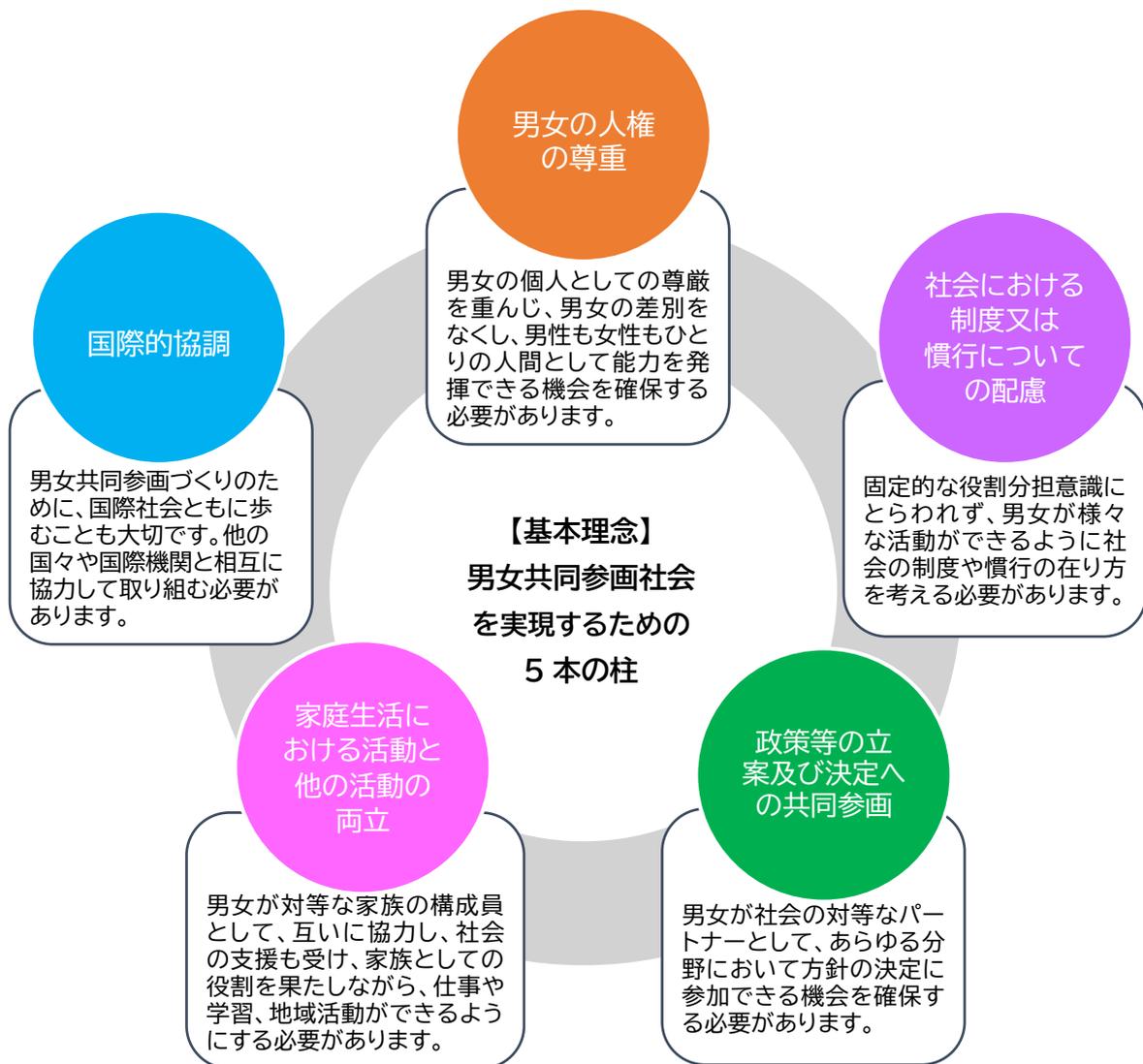
第2節 男女共同参画について

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱(基本理念)と行政(国・地方公共団体)、国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本施策)を定めています。

《男女共同参画社会基本法の基本理念》



国の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

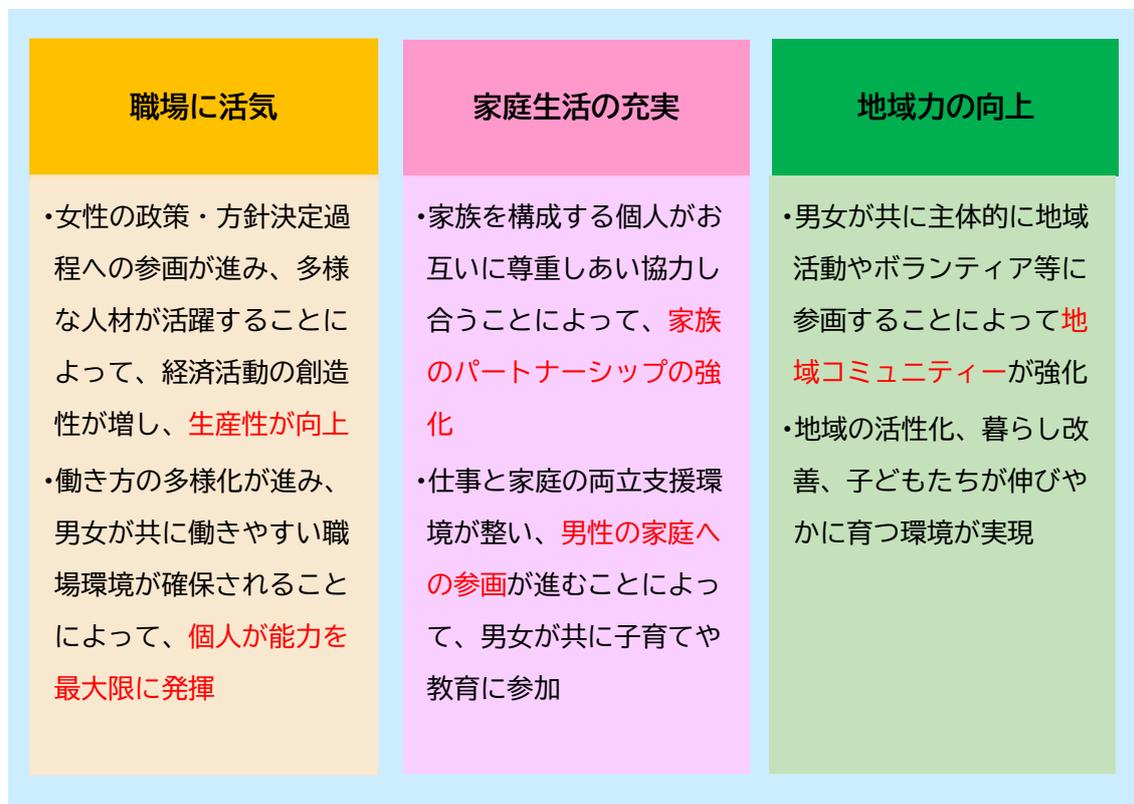
- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性をいかした施策の展開

国民の責務

男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

2. 男女共同参画社会の目指すもの

＼ 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会 ／



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

第3節 計画の概要

1. 計画の位置づけ

(1)市町村男女共同参画計画としての位置づけ

本計画は男女共同参画基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

(2)法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、「第 7 次舟形町総合発展計画」及びその他の関連計画との整合性を図っています。

(3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けています。

(4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する市町村推進計画としても位置付けています。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第4節 男女共同参画をめぐる社会の状況

1. 国際社会の動向

国際社会に目を向けると、諸外国の推進のスピードは速く、例えば、令和元(2019)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」(※)では、我が国は153か国中121位となっています。

また、平成27(2015)年に国連で決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。

※各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

2. 国の動向

近年、少子高齢化の進行に伴う急速な人口減少、社会情勢の変化による雇用の不安定化、災害時の課題の顕在化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも人口減少は、労働力不足など地域経済への影響だけでなく、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面での影響が懸念されています。

2015年9月には「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布・施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

これらを踏まえ、令和2年12月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指し、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

3. 県の動向

山形県は、令和2年に「山形県男女共同参画計画」(計画期間2021年度～2026年度)を策定し、5つの重点分野を定め、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県」を目指し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。(策定中)

第5節 舟形町の現状と課題

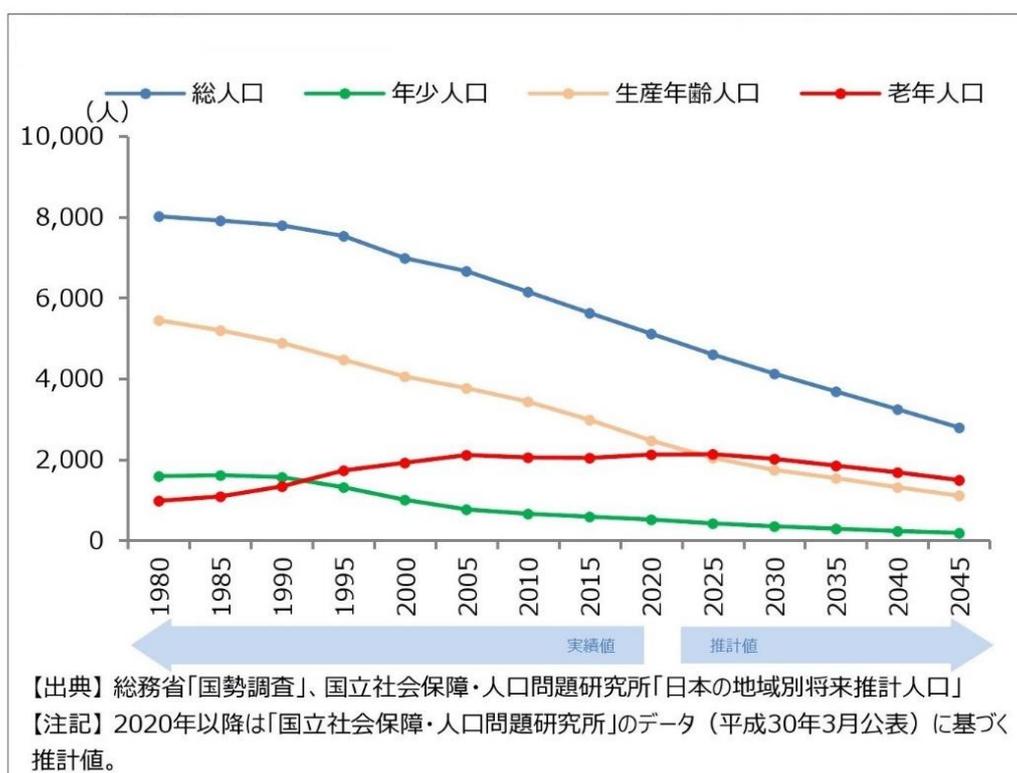
1. 人口動向の分析

(1) 総人口の動向

- ・本町の人口は1955年(昭和30年)の11,891人を最高に、1975年(昭和50年)ごろまで高度経済成長期に伴う首都圏等其他地域への人口流出による減少が始まりました。その後は1990年(平成2年)まで、人口の減少は比較的緩やかになっています。
- ・1995年(平成7年)以降は、社会的な少子高齢化等の影響もあり、徐々に人口の減少が加速している状況です。

(2) 年齢別人口の動向

- ・年齢3区分別の人口構造の推移についてみると、老年人口(65歳以上)が1980年(昭和55年)の983人から2015年(平成27年)には2,050人と約1,000人増加している一方で、年少人口(1~14歳)は1,589人から596人と約1,400人減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



年	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
総人口	8,028	7,920	7,806	7,546	6,996	6,671	6,164	5,631	5,126	4,607	4,133	3,696	3,253
年少人口	1,589	1,622	1,568	1,326	1,006	772	659	596	516	423	359	296	241
生産年齢人口	5,456	5,202	4,898	4,484	4,057	3,778	3,445	2,985	2,476	2,044	1,750	1,549	1,324
老年人口	983	1,096	1,340	1,736	1,933	2,121	2,060	2,050	2,134	2,140	2,024	1,851	1,688

(3)人口動態

①自然動態

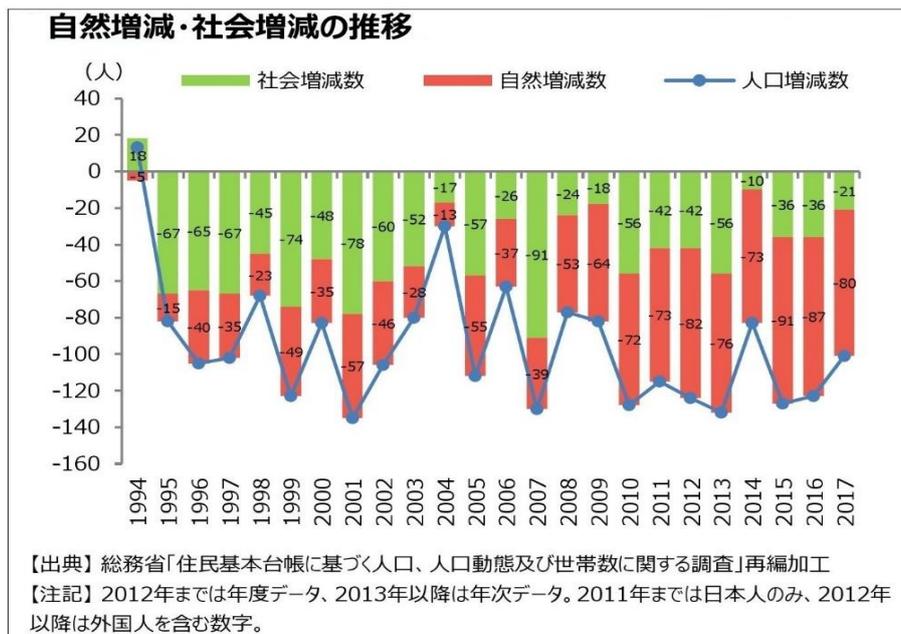
2013～2017年(平成25～29年)の5年間の出生・死亡者数をみると、死亡数は多少振幅はあるものの、100人前後とほぼ横ばいで推移していて、出生数は年々減少傾向にあります。最近3カ年では死亡者数が出生数を80人前後上回っています。

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
出生数	60	53	43	45	52	35	43	34	50	41	52	40
死亡数	65	68	83	80	75	84	78	91	96	69	65	95
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
出生数	51	41	37	37	35	36	33	36	28	31	29	23
死亡数	88	80	90	101	107	109	115	112	101	122	116	103

②社会動態

2013～2017年(平成25～29年)の5年間の転入・転出者数をみると、多少の振幅はあるものの、いずれも転出超過となっています。特に2013年(平成25年)では転入者96人に対し、転出者152人で、56人の転出超となっています。

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
転入数	180	107	131	122	137	119	126	131	121	131	137	121
転出数	162	174	196	189	182	193	174	209	181	183	154	178
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
転入数	154	110	135	127	97	117	108	96	122	122	97	86
転出数	180	201	159	145	153	159	150	152	132	158	133	107



2. 人口の変化による課題と影響

(1) 自然動態からみた課題

- ・死亡数は100人前後で推移していますが、高齢化に伴い当面は増加することが想定されます。
- ・出生数は毎年20人程度となっていますが、今後も減少が予想されます。

(2) 社会動態からみた課題

- ・現在転出超過が著しくなっています。
- ・移動の状況を性別・年齢別にみると、「20～24歳」では男女ともに大きく転出超となっており、その要因は進学・就職・結婚等が考えられます。

(3) 将来人口の見通しとその影響

① 町民生活への影響

一定数の人口の上に成り立つ身近な各種サービス(小売、飲食、娯楽、医療など)が、人口減に伴い地域から減少、また、公共施設や学校の統廃合等により様々なサービス・利便性の低下が想定されます。

また、単に住民生活が不便になるというだけでなく、近隣住民同士の付き合いや地域活動への参加などが減少し、自治会や町内会、消防団などの地域の自立的な活動にも影響を及ぼしていくことが懸念されます。

② 地域経済への影響

人口減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、女性や高齢者の活用が進まない場合、労働力不足やそれに伴う生産量の低下が懸念されます。

第2章 計画の内容

第1節 基本理念

舟形町では、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、多様な生き方を選択でき、認め合う男女共同参画社会の実現をめざします。3つの基本目標と、7つの基本課題を掲げ、町民一人ひとりが、自分やまわりの人を思いやり、認め合い、支え合う社会づくりに取り組みます。

第2節 基本目標及び施策の体制

基本目標	基本課題	施策
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	①男女共同参画に関する正しい理解の促進	(1)固定的な役割分担意識の見直し
		(2)講演会、講座等の開催による学習機会の充実
	②男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1)学校教育における男女共同参画に関する教育の促進
		(2)学校・地域・家庭の連携による男女共同参画の推進
Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	③施策・方針における男女共同参画の推進	(1)審議会等に占める女性の参画推進
		(2)男女共同参画を推進する人材の育成
	④わくわくワーク・ライフ・バランスの実現	(1)結婚・出産・育児等で離職した女性の就職支援
		(2)男女の多様な選択を可能とする子育て、介護支援の充実
		(3)男性の家事・育児・介護への参画推進
⑤地域における男女共同参画の推進	(1)町内会やPTA、地域づくり等、様々な活動のリーダーとしての女性の参画の推進	
	(2)防災分野における男女共同参画の促進	
Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり	⑥暴力・ハラスメントの根絶	(1)DV 防止対策における関係機関と連携
		(2)性犯罪・性暴力・ハラスメント等への相談・支援の推進
	⑦生涯を通じた男女の健康支援	(1)妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
		(2)高齢者や障がい者の社会参画、生きがいづくりへの支援

第3章 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の基本は人権の尊重、男女平等です。しかし、長い歴史の中で培われてきた固定的な感覚は容易に変えられるものではありません。

現代においては、性別に関わらず、進路や職業の選択、生活が多様化しています。このような社会において、男女共同参画を推進するには、まずは社会全体で男女共同参画について正しく理解する必要があります。

基本目標Ⅰにおいては、男女共同参画に関する情報提供や学習や交流の機会の充実、学校教育における男女共同参画について理解し、実践できる教育、家庭学習の推進などにより、男女共同参画を推進する意識づくりを目指します。

基本課題① 男女共同参画に関する正しい理解の促進

(1) 固定的な役割分担意識の見直し

- ・固定的な役割分担意識や、男女共同参画を阻害する制度、慣習が解消されるように、国・県・町の情報媒体を活用して、男女共同参画や人権問題についての情報発信に努めます。
- ・町が主催する各種事業において、男女共同参画に関するポスターやコーナーを設置するなど、町民の方の目に止まるよう配慮した周知・啓発に努めます。

(2) 講演会、講座等の開催による学習機会の充実

- ・男女共同参画に関する講演会や講座を、幅広い人が参加できるように、テーマ設定や対象者の設定に配慮し開催します。
- ・国や県、各種団体等が主催する男女共同参画や人権問題等に関する事業・セミナーなどへの参加を呼びかけます。

基本課題② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1) 学校教育における男女共同参画に関する教育の促進

- ・保・小・中と連携し、子どもの成長段階に応じ、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。
- ・教育や保育に携わる教職員をはじめとした関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるような研修の機会を設定します。

- ・健康や性に関する正しい情報や医学的知識が習得できるように、学校教育の中で学習機会を設け、健康や性に関する包括的な教育の普及、啓発に努めます。

(2)学校・地域・家庭の連携による男女共同参画の推進

- ・学校行事やPTA活動を通じ、保護者や地域の人に対する男女共同参画の理念の普及に努めます。
- ・学校・家庭・地域の連携協働推進事業や家庭教育講演会事業等において、学校・家庭・地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で男女共同参画の視点に立った教育に取り組む体制づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

本町においては、地域活動や学習活動への参加、行政の各種委員等などへの女性の関りが少ないのが現状です。また、SDGsの理念を踏まえ、女性の社会進出を促す必要があります。

女性の社会参画を促進するためには、家庭や地域における固定的な役割分担意識を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への取り組みを推進する機運の醸成が求められます。この、ワーク・ライフ・バランスの実現には、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できる環境の整備が必要です。

基本目標Ⅱにおいては、男女がともにいきいきと活躍する社会の実現に向け、女性の活躍、男女が子育てや介護にかかわらず、多様な生き方を選択することができるような環境整備に取り組めます。

基本課題③ 施策・方針における男女共同参画の推進

(1)審議会等に占める女性の参画推進

- ・町の政策決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。
- ・審議会や委員会への女性登用率を令和7年度末までに30パーセント以上になるように努めます。

(2)男女共同参画を推進する人材の育成

- ・県の男女共同参画センターチェリアが主催する研修会やチェリア塾等への参加を呼びかけ、男女共同参画についてお互いに意見を交換したり、学習する機会を充実させ、推進する人材の育成に努めます。

- ・若者や女性に選ばれる舟形町になるように、年齢や性別等ターゲットをしぼった意識調査や事業を実施し、幅広い意見を取り入れた施策の展開に努めます。

基本課題④ わくわくワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

(1)結婚・出産・育児等で離職した女性の就職支援

- ・関係機関と連携し、女性の就労ニーズに応じた各種セミナー開催についての情報提供や啓発、相談を推進します。
- ・「マザーズジョブサポート山形」(※)を活用した女性の再就職支援に努めます。
※マザーズジョブ山形…県と山形労働局が合同で設置・運営する、結婚、出産、育児の理由で離職している女性の再就職支援のための相談窓口

(2)男女の多様な選択を可能とする子育て、介護支援の充実

- ・保護者のニーズに応じた保育サービスの継続・充実に努めます。
- ・学童保育や体育文化活動等の教室の開催による、放課後児童支援の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭への支援や、保育に関する費用に対する支援、子どもの医療費に対する支援等、出産や子育てに関する経済的な負担の継続した軽減していきます。
- ・民間医療機関と連携した、保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括システムの構築により、予防・治療・在宅支援の一貫した取り組みをおこなっていきます。

(3)男性の家事・育児・介護への参画推進

- ・「やまがたイクボス同盟」(※)への取り組みなど、関係機関と連携し、働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、男性の育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。
- ・家事・育児・介護に対する性別役割分担の解消を目指し、育児・料理・介護教室等の開催により、家庭における男女の協力の促進に努めます。

※やまがたイクボス同盟…イクボス(部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司。)を中心にワーク・ライフ・バランスを推進する企業による同盟。

基本課題⑤ 地域における男女共同参画の推進

(1)町内会やPTA、地域づくり等、様々な活動のリーダーとしての女性の参画の推進

- ・地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考えが活かされるよう、地域への

- 働きかけを行うとともに、女性や女性団体の人材育成を推進します。
- ・公共施設などに、男女共同参加に関するポスター等の掲示を行い、意識の醸成に努めます。

(2)防災分野における男女共同参画の促進

- ・男女の視点を取り入れた、防災や災害対応を促進するため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)を周知し、活用に努めます。

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり

生涯にわたり、男女が健康で充実した生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な条件になります。

そのためには、暴力やハラスメント、性犯罪など、人権侵害に脅かされることなく、生涯にわたって、健康で生き生きと生活できるような支援やサービスの充実が必要です。

基本目標Ⅲでは、DV 被害等の防止や、妊娠・出産・子育て等のライフステージに応じた支援、高齢者や障がい者も安心して暮らせるための支援やサービスの仕組みづくりに取り組みます。

基本課題⑥ 暴力・ハラスメントの根絶

(1)DV 防止対策における関係機関と連携

- ・県や関係機関との連携により、DV 防止施策や相談窓口における広報、啓発をおこなうとともに、相談窓口や被害者保護の体制づくりを推進します。

(2)性犯罪・性暴力・ハラスメント等への相談・支援の推進

- ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、各種ハラスメントが人権侵害であるという意識を定着させるため、関係機関と連携し、啓発活動を行います。
- ・県や関係機関との連携により、防止対策を推進するとともに、相談窓口の設置や周知と、防止につとめます。

基本課題⑦ 生涯を通じた男女の健康支援

(1)妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

- ・母子相談の実施や各種教室の開催、子育て支援センター「みらい」との連携強化、病児保育の実施など、切れ目のない支援の充実と強化に努めます。

(2)高齢者や障がい者等の社会参画、生きがいづくり支援

- ・地域介護予防活動支援事業や健康ポイント事業の拡充等により、高齢者一人ひとり

が役割をもって参加できる通いの場づくりを支援し、その活動を支援する担い手の養成に努めます。

- ・認知症や障がいのある方が、介護を受けている方やその家族が、相談したり、集える「居場所」の充実を図ります。
- ・高齢者や障がいのある方の就労・雇用の促進を図るため情報提供など、就労しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域の実情やニーズを捉え、高齢者が自らの経験や能力を活かせる活動や居場所の創出に取り組み、地域における支え合いの体制づくりを進めます。

第4章 計画の推進について

第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、まちづくり課を中心に、国や県、町内関係部局との連携を図るとともに、男女共同参画推進委員をはじめとした各種委員、町民や地域活動団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

1. 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、関係機関との調整や進行管理を行うよう、推進体制の構築を図ります。
2. 住民参加による男女共同参画推進計画の進捗状況の確認と検証を行い、各施策の効果的な推進に努めます。
3. 舟形町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
4. 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。
5. 国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を進めます。

第2節 計画の進行管理

町内の各課が実施する男女共同参画関連事業について、ヒヤリングなどにより調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検証を行い、計画の実現に努めます。

「舟形町男女共同参画に関するアンケート」分析結果

(1)調査の概要

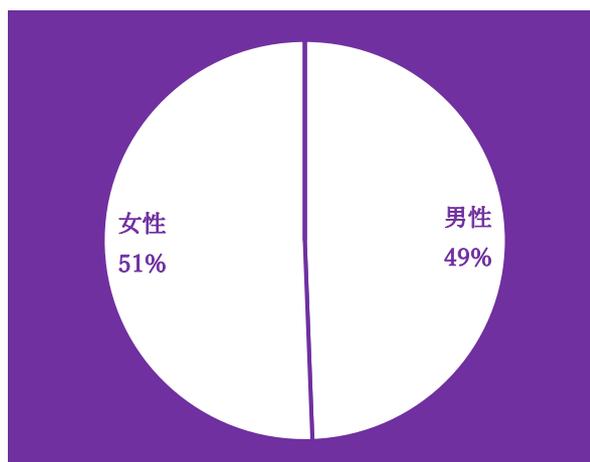
「舟形町男女共同参画基本計画」の策定にあたり、町民の「男女共同参画に関する意識や実態」を把握するため、アンケートを実施しました。

調査名称	舟形町男女共同参画に関するアンケート
調査対象	舟形町に住所登録している 20 歳以上の男女 300 人
調査方法	郵送による配布・回収、電子申請システムによる回答
調査期間	令和 2 年 11 月 2 日～11 月 17 日
配布数	300 票
回答票	166 票(郵送による回答 150 票、電子回答 16 票)
回収率	55.3%(郵送による回答 50.0%、電子回答 5.3%)

(2)アンケート結果

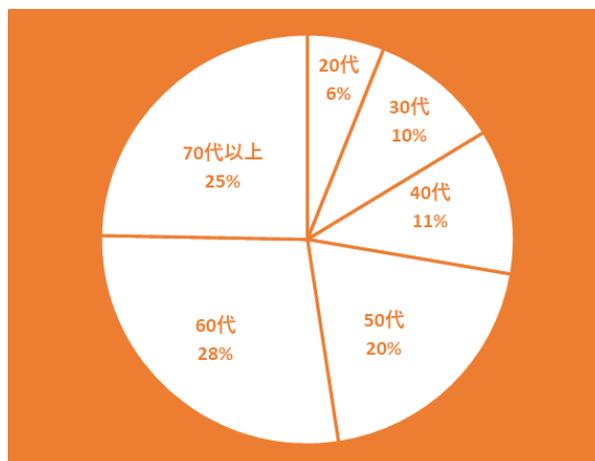
問1. あなたの性別をお答えください

	回答数	構成比
男性	82	49%
女性	84	51%
その他	0	0%
	166	100%

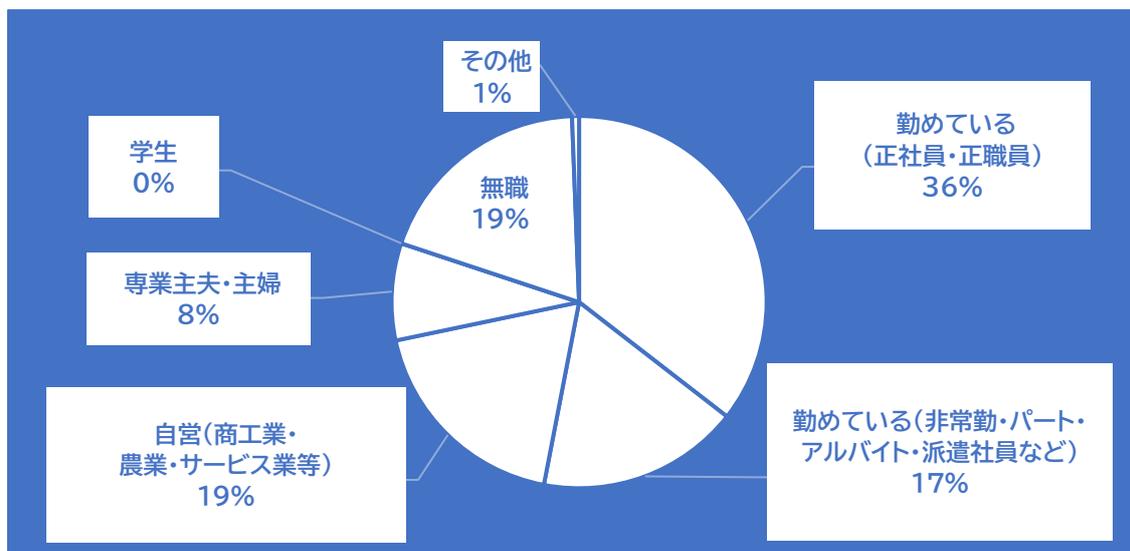


問2. あなたの年齢をお答えください

	回答数	構成比
20代	10	6%
30代	17	10%
40代	19	11%
50代	33	20%
60代	46	28%
70代以上	41	25%
	166	100%



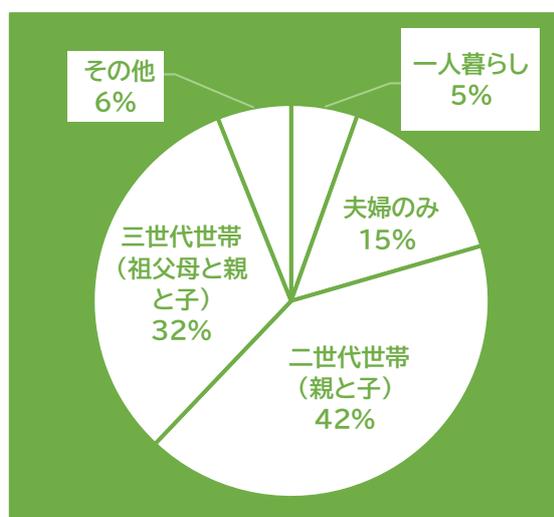
問 3. あなたの主なお仕事をお答えください



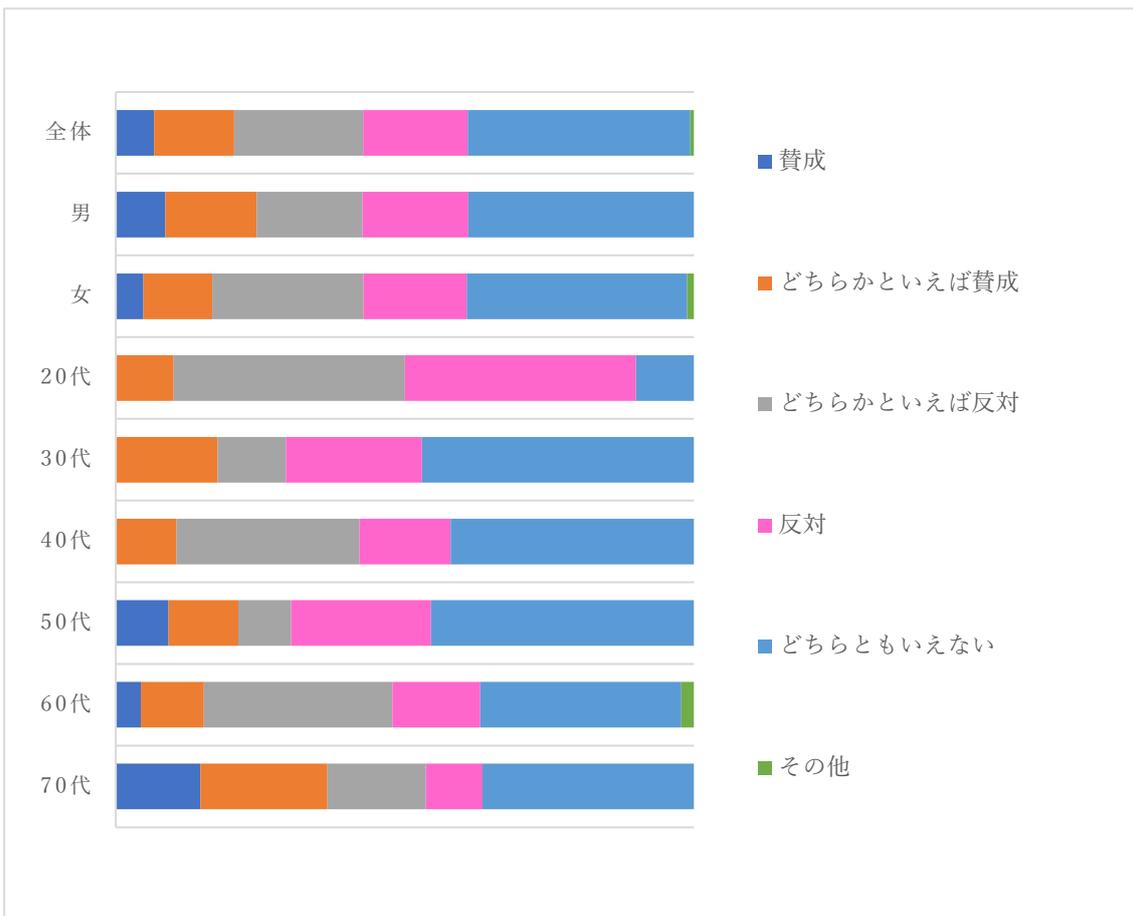
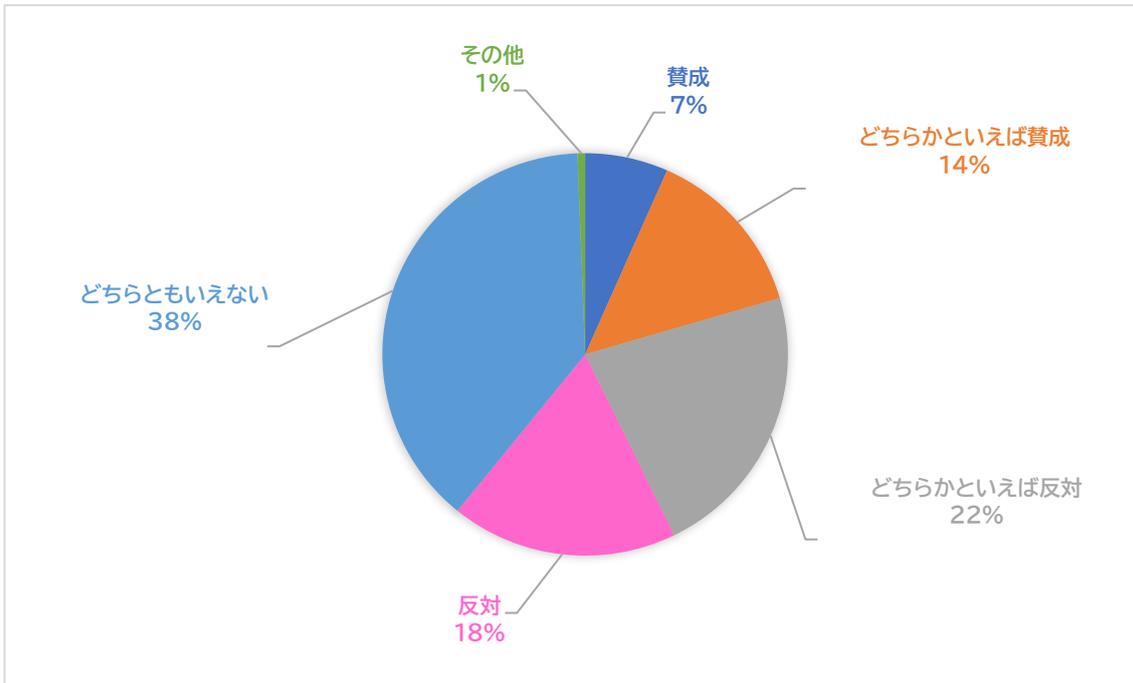
	回答数	構成比
勤めている(正社員・正職員)	59	36%
勤めている(非常勤・パート・アルバイト・派遣社員など)	29	17%
自営(商工業・農業・サービス業等)	31	19%
専業主夫・主婦	14	8%
学生	0	0%
無職	32	19%
その他	1	1%
	166	100%

問4. あなたの世帯構成をお答えください

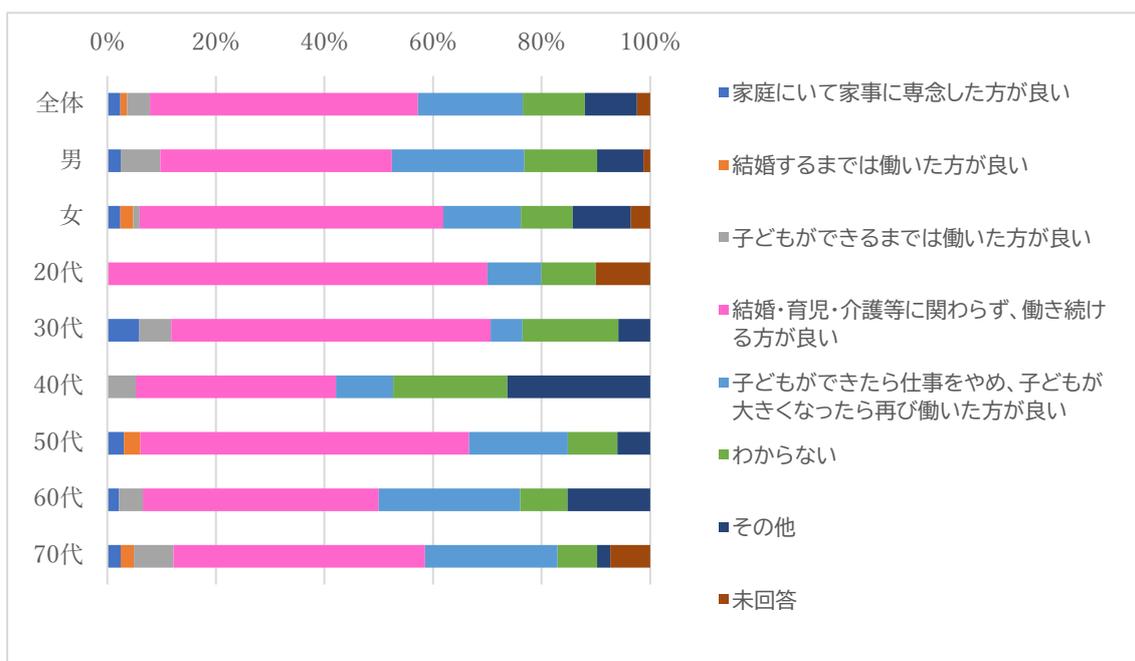
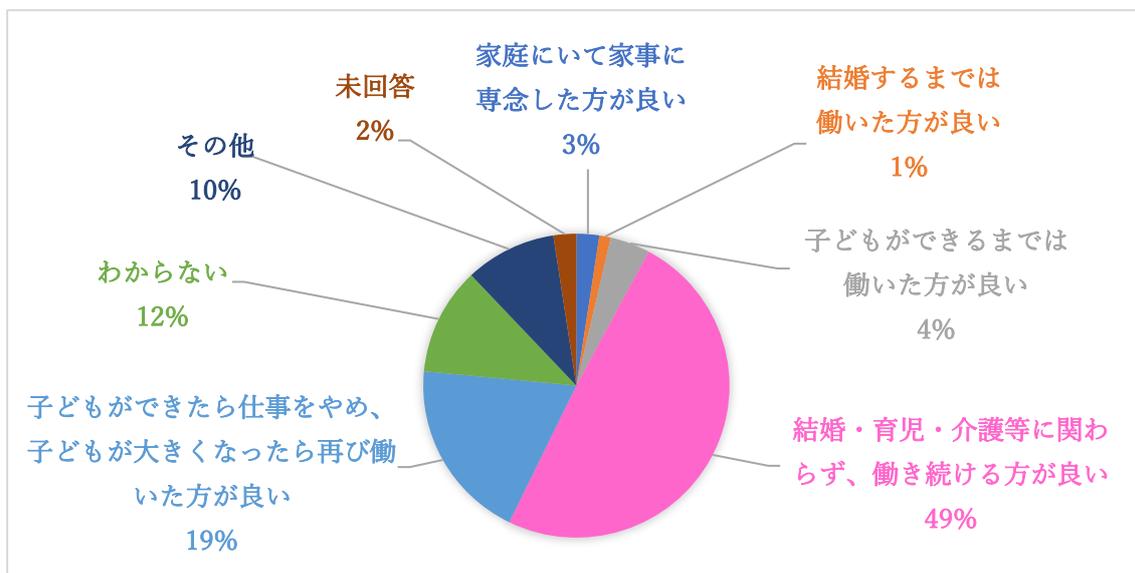
	回答数	構成比
一人暮らし	9	5%
夫婦のみ	25	15%
二世帯世帯(親と子)	69	42%
三世帯世帯(祖父母と親と子)	53	32%
その他	10	6%
	166	100%



問5.「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方についてどう思いますか



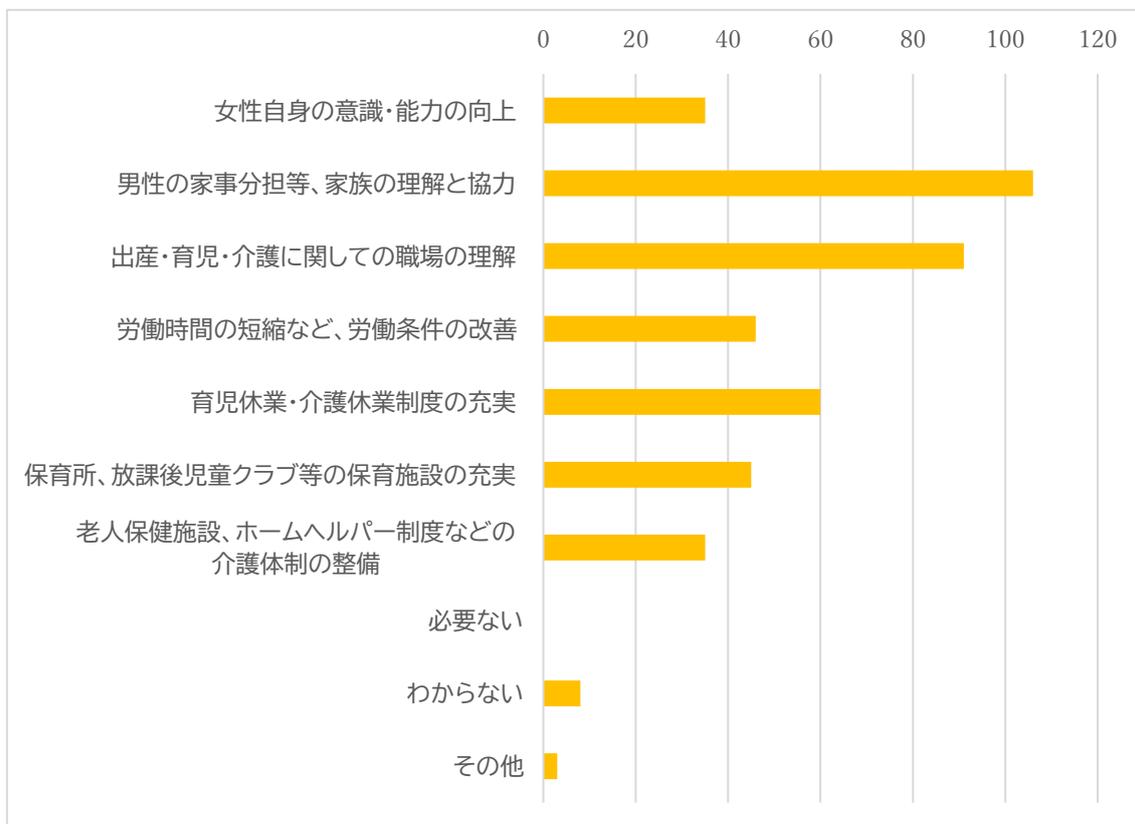
問6.女性の働き方について、あなたの考えに近いものはどれですか



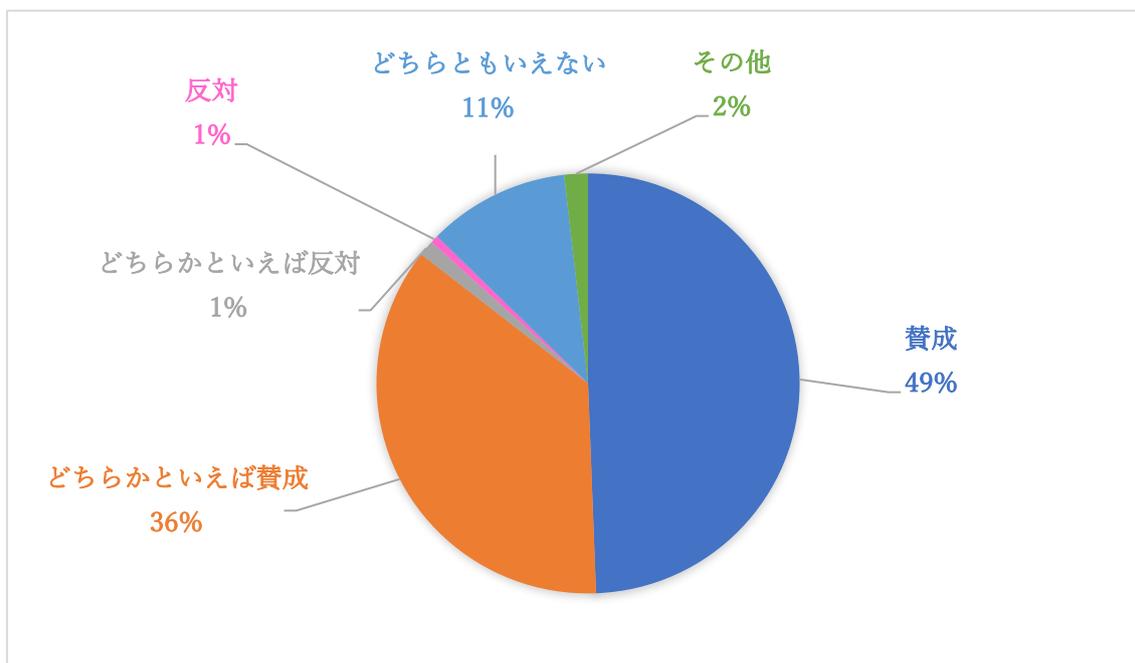
○その他

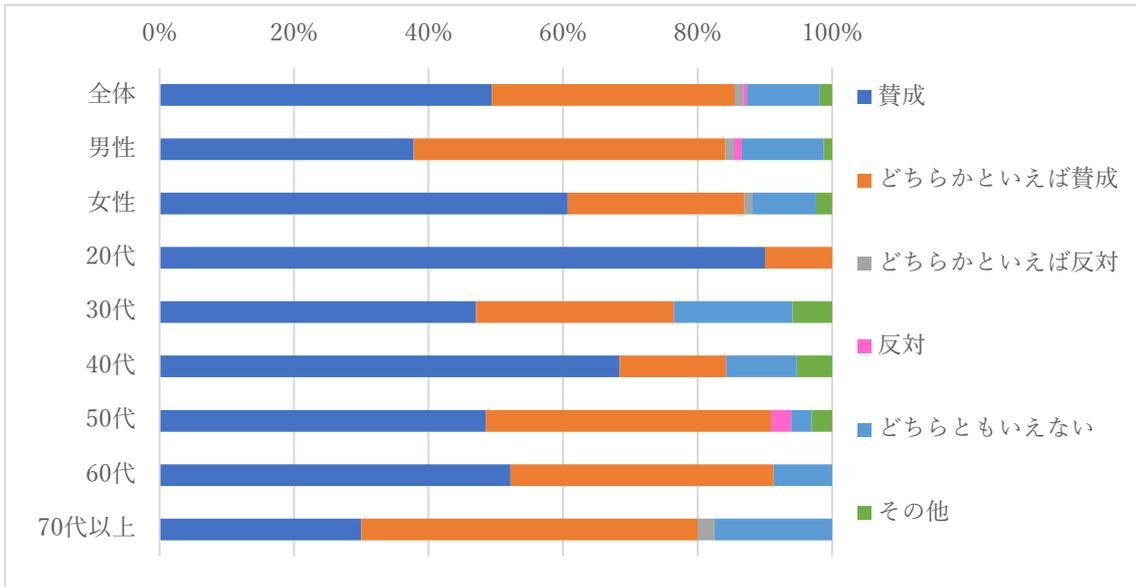
- ・状況により夫婦で話し合って決める（男性、60代）
- ・自分の気持ちを優先すべき（女性、40代）
- ・男性の収入が多ければ専業主婦がいい（男性、40代）
- ・女性が働き続ける環境にあれば働いた方がいいと思う（女性、40代）
- ・個人の自由（男性、50代）
- ・働けるなら働いてる方がいい（女性、40代）
- ・限定できない。ケースバイケースだと思う（女性、60代）
- ・結婚し、子どもができて、仕事を続けたい人は続けた方がいいと思う（女性、60代）
- ・働ける人は働く（女性、60代）
- ・働く意欲があれば働いた方がいい（男性、40代）

問7. 女性が働き続けていくうえで、今後どのようなことが特に必要だと思いますか



問8. 「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方についてどう思いますか

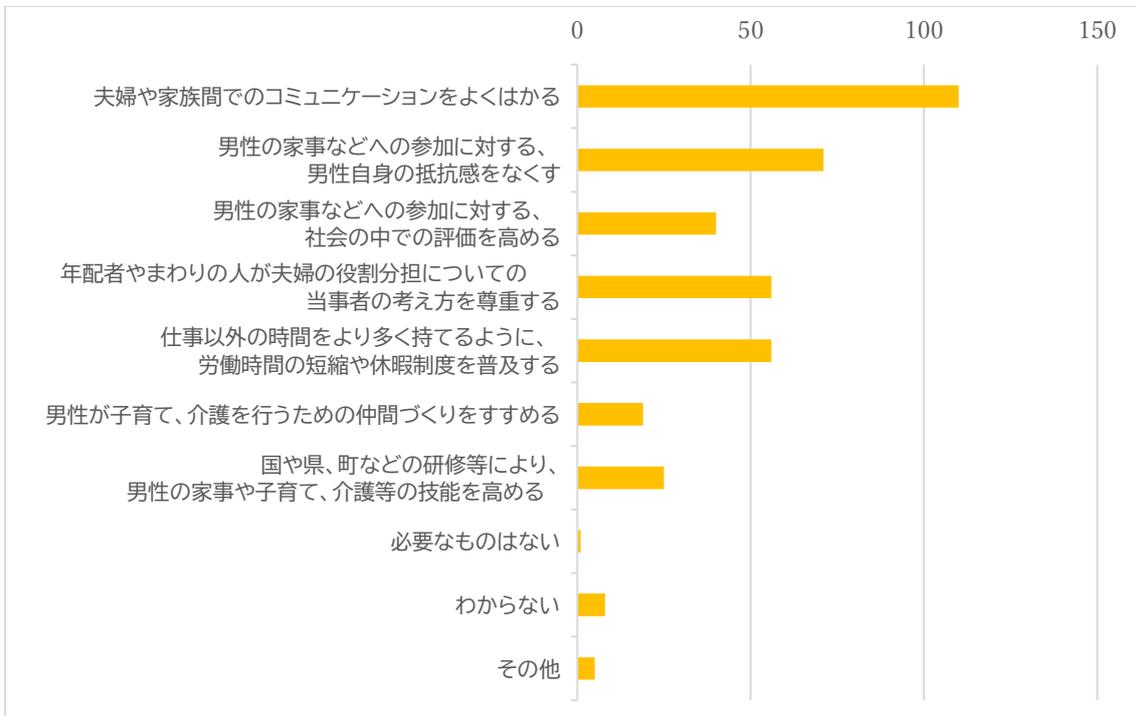




○その他

- ・その家庭それぞれに合った生活で。定義することがそもそもどうかと思います。
- ・個人の自由

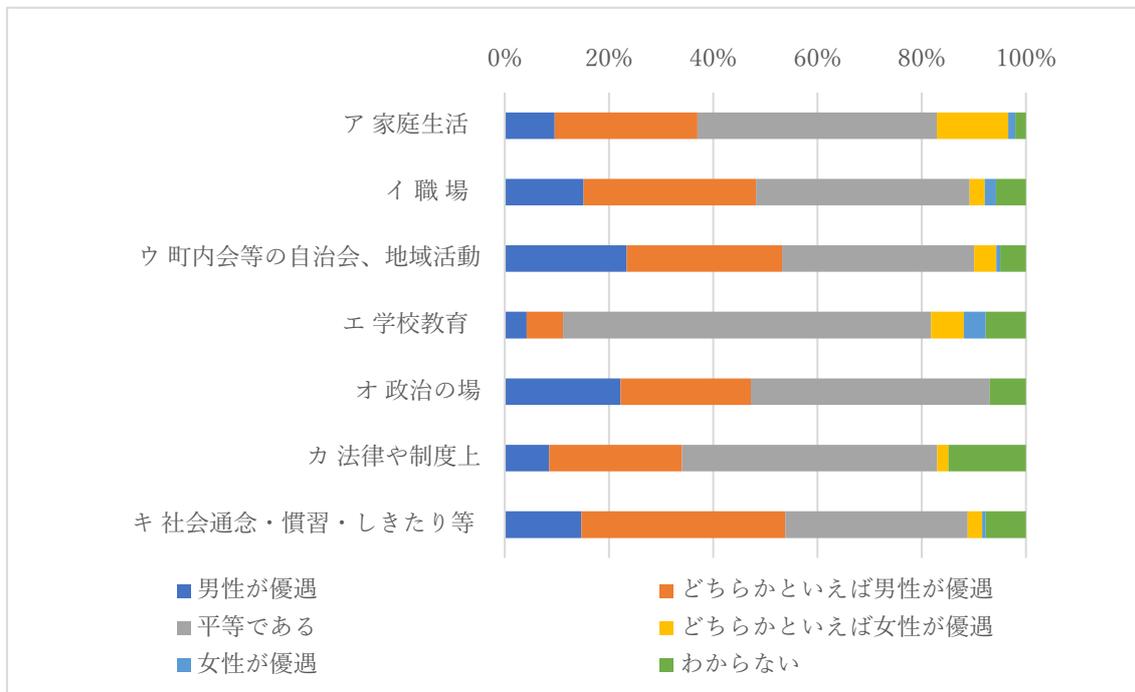
問9. 男性が家事、子育て、介護に積極的に参加するためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。



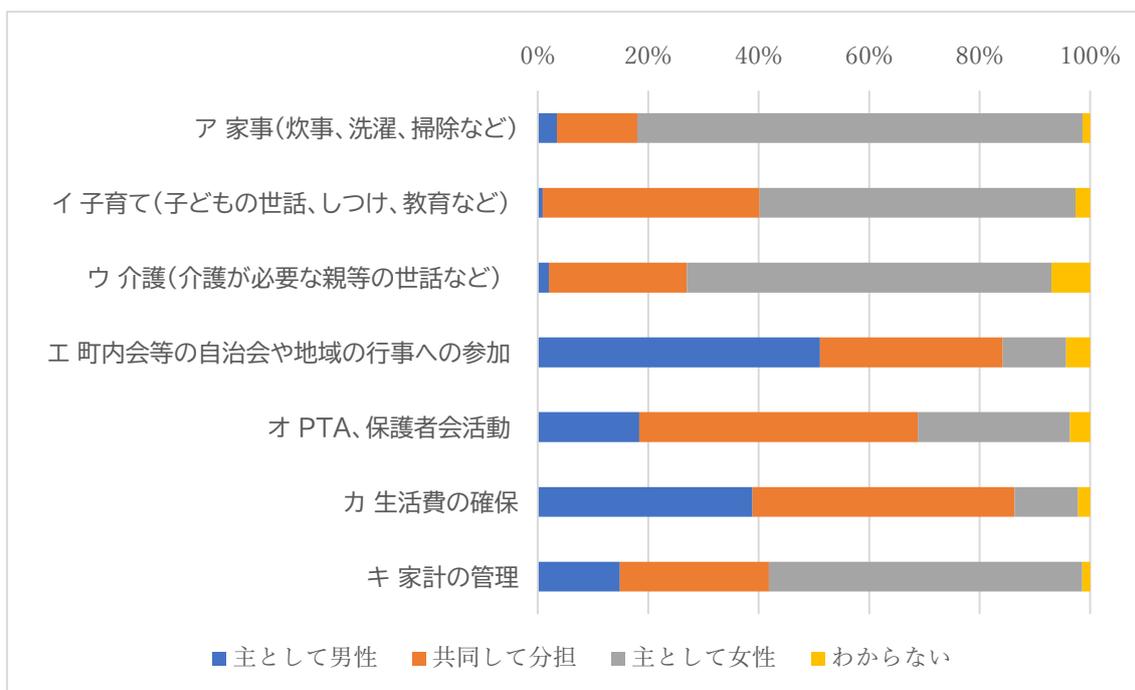
○その他

- ・自分の意識を変える
- ・やる気
- ・なんでも自由にできる社会の構造、所得

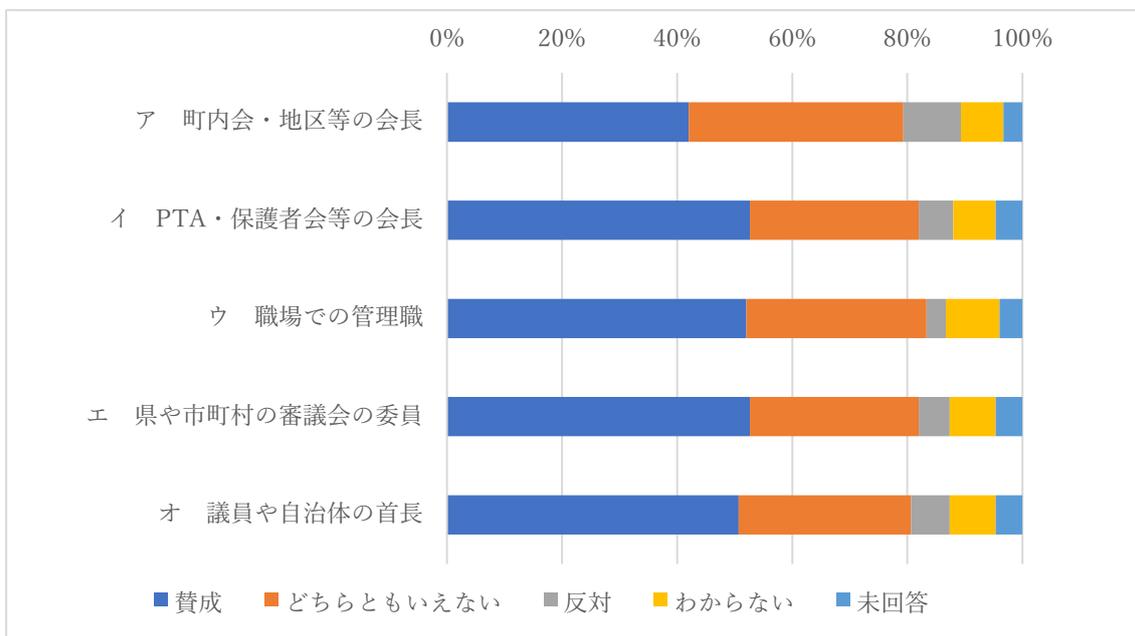
問10. 次のア～キそれぞれの分野における男女の地位について、あなたの考えに近い番号を選んでください



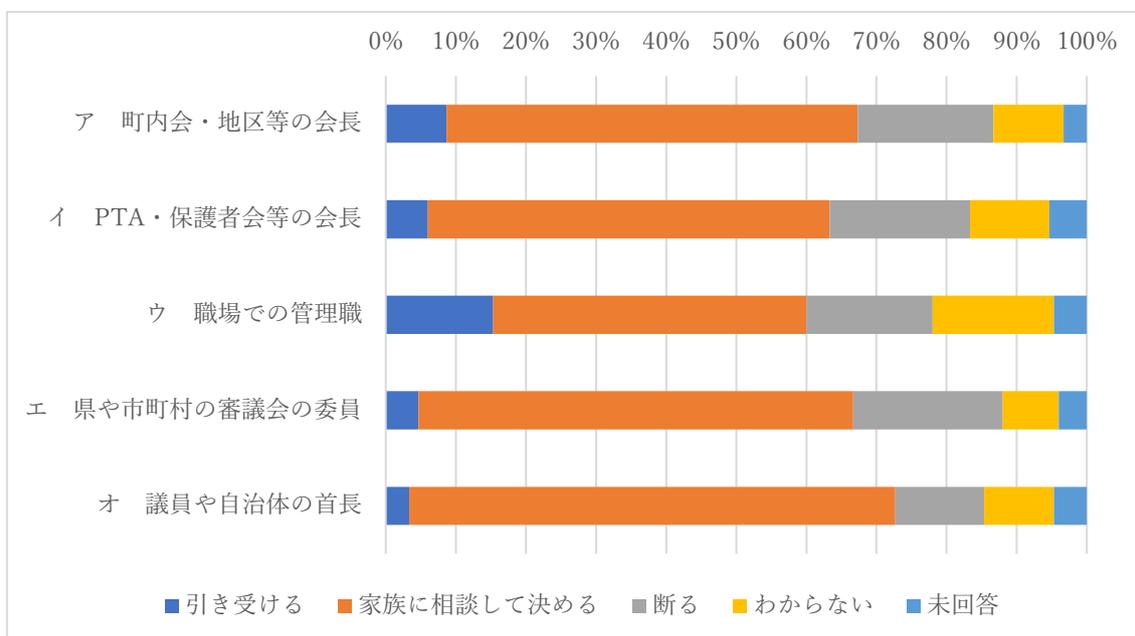
問11. あなたの家庭では次のア～キのことについて、主に男性、女性のどちらが行っていますか



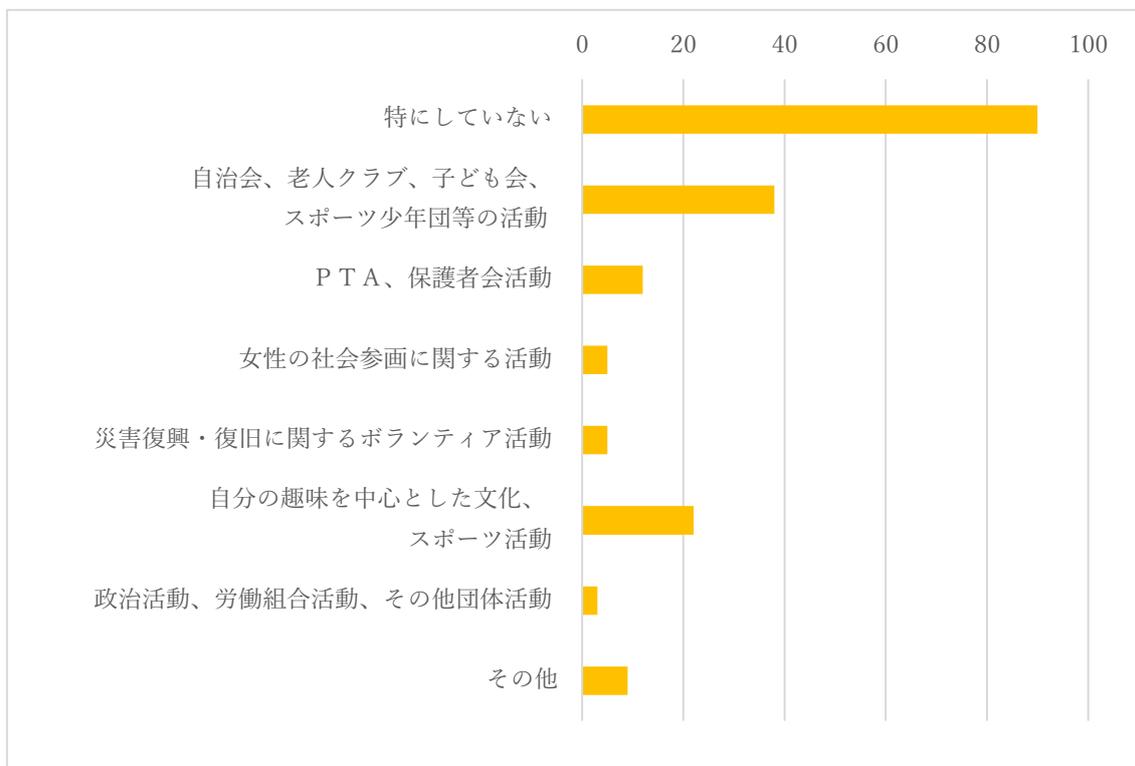
問12. 次のア～オの役職等に女性が就くことについて、あなたの考えに近い番号を選んでください



問13. 次のア～オの役職等について要請があった場合、あなたは引き受けますか



問 14-1 あなたは現在、団体・グループ等で仕事以外の活動をしていますか

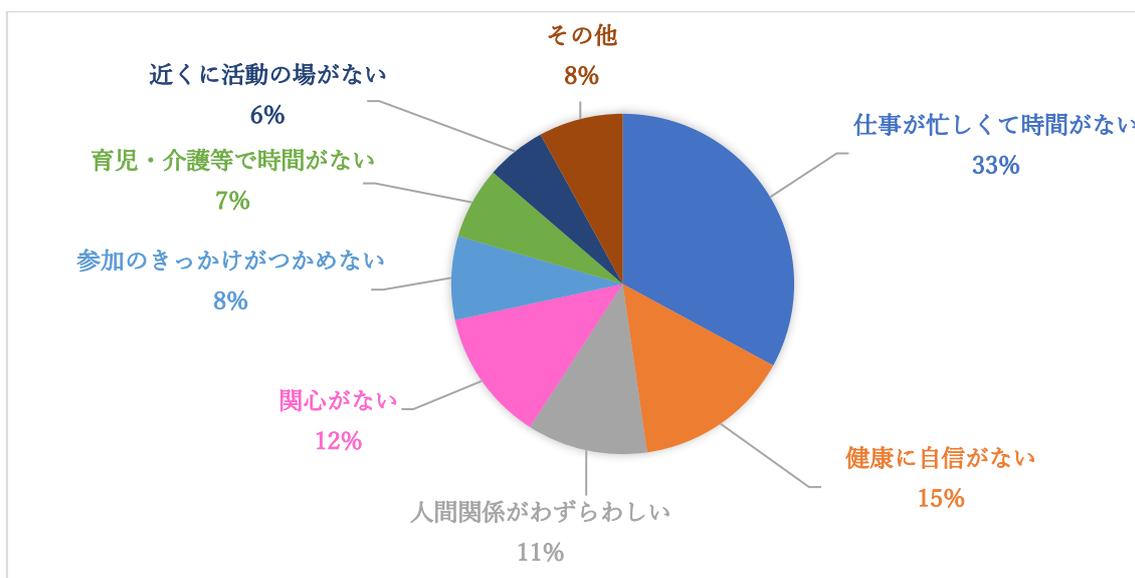


○その他(具体的に)

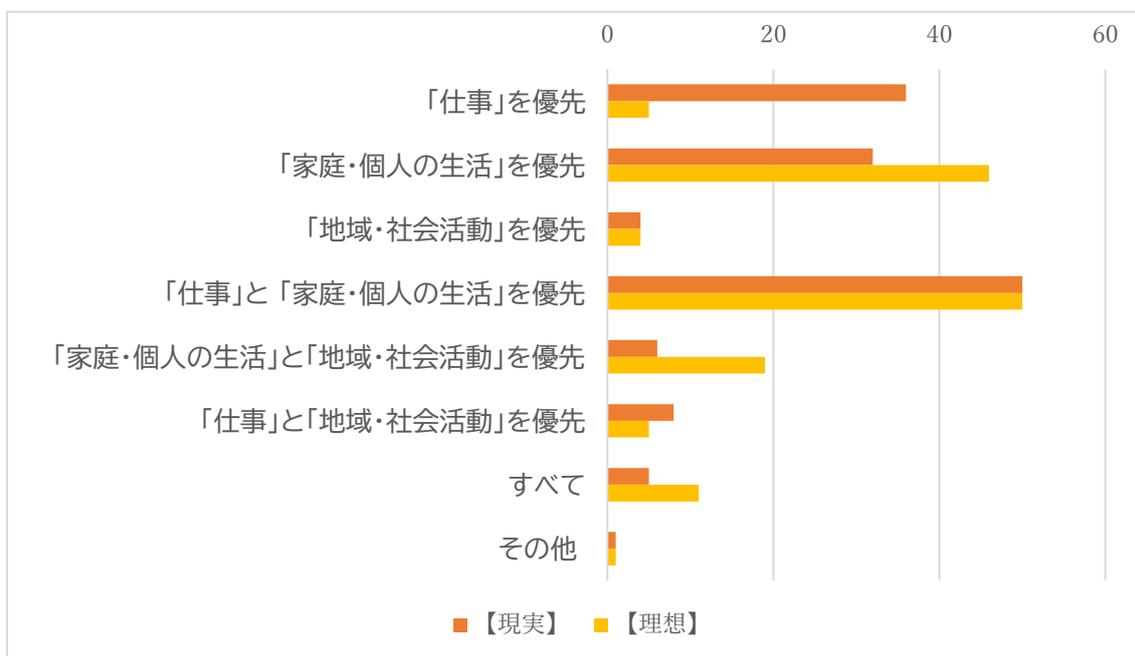
交通安全母の会、消防団、地域保全会、仲間とのクラブ活動、最上地区の地域活動グループ、猟友会等

問14-2 ※問 14-1 で、「1 特にしていない」と回答した方に伺います。

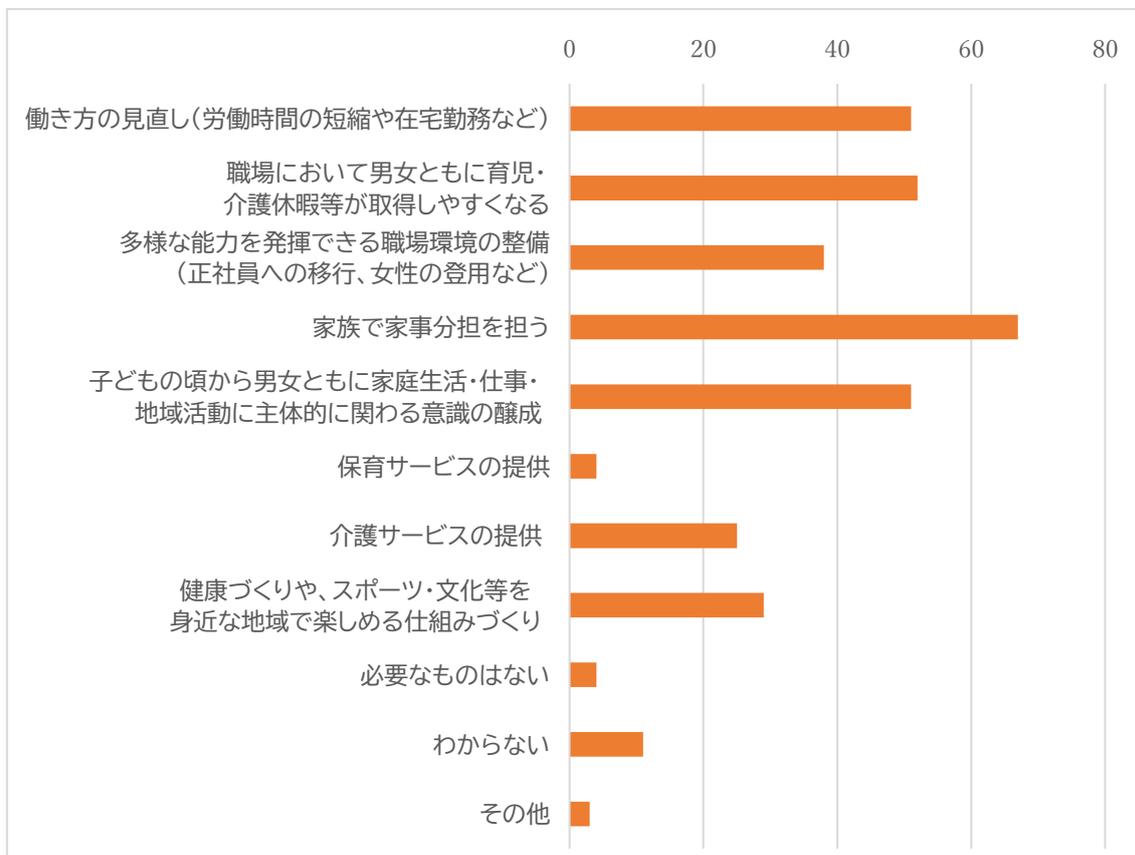
活動していない主な理由は何ですか。



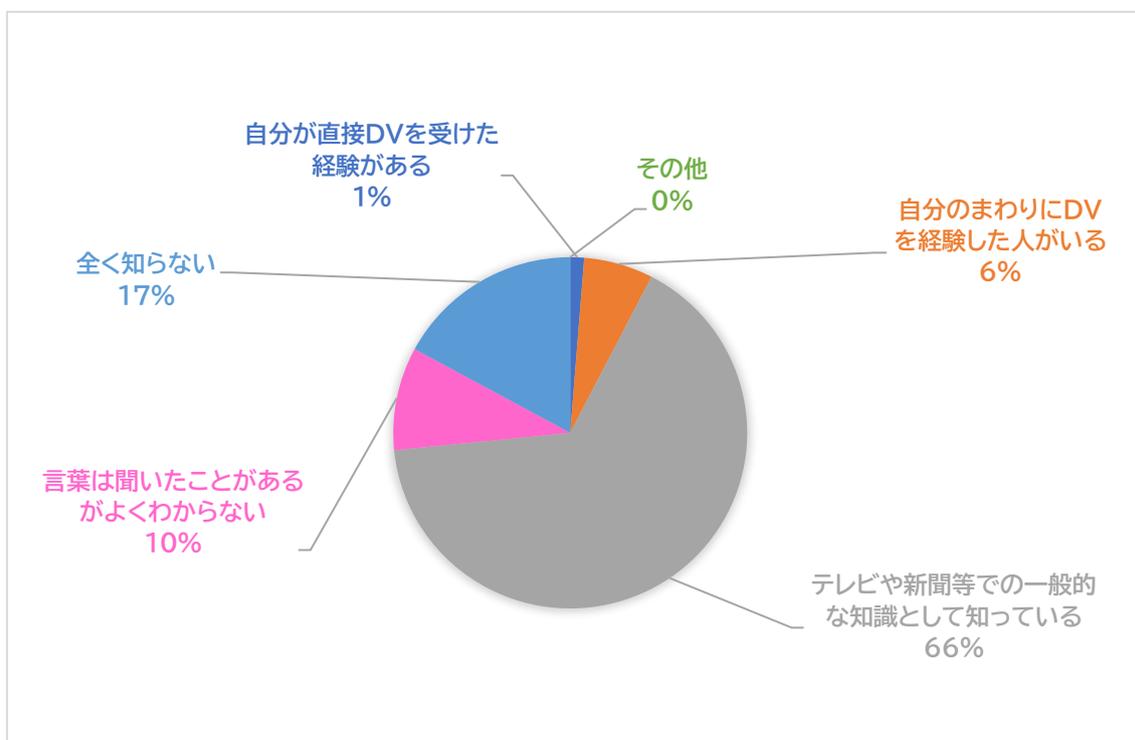
問15. 「仕事」、「家庭・個人の生活」、「地域・社会活動」3つの項目について、あなたの優先度の現実と理想に近いものはどれですか



問16. 仕事と生活の調和をとるために、あなたが特に必要だと思うことはどれですか



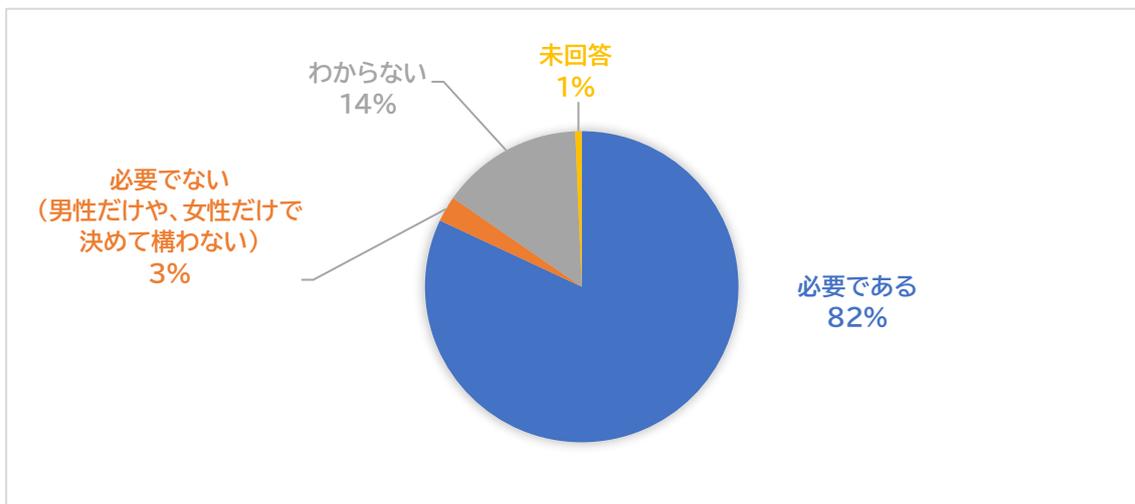
問 17-1 ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか



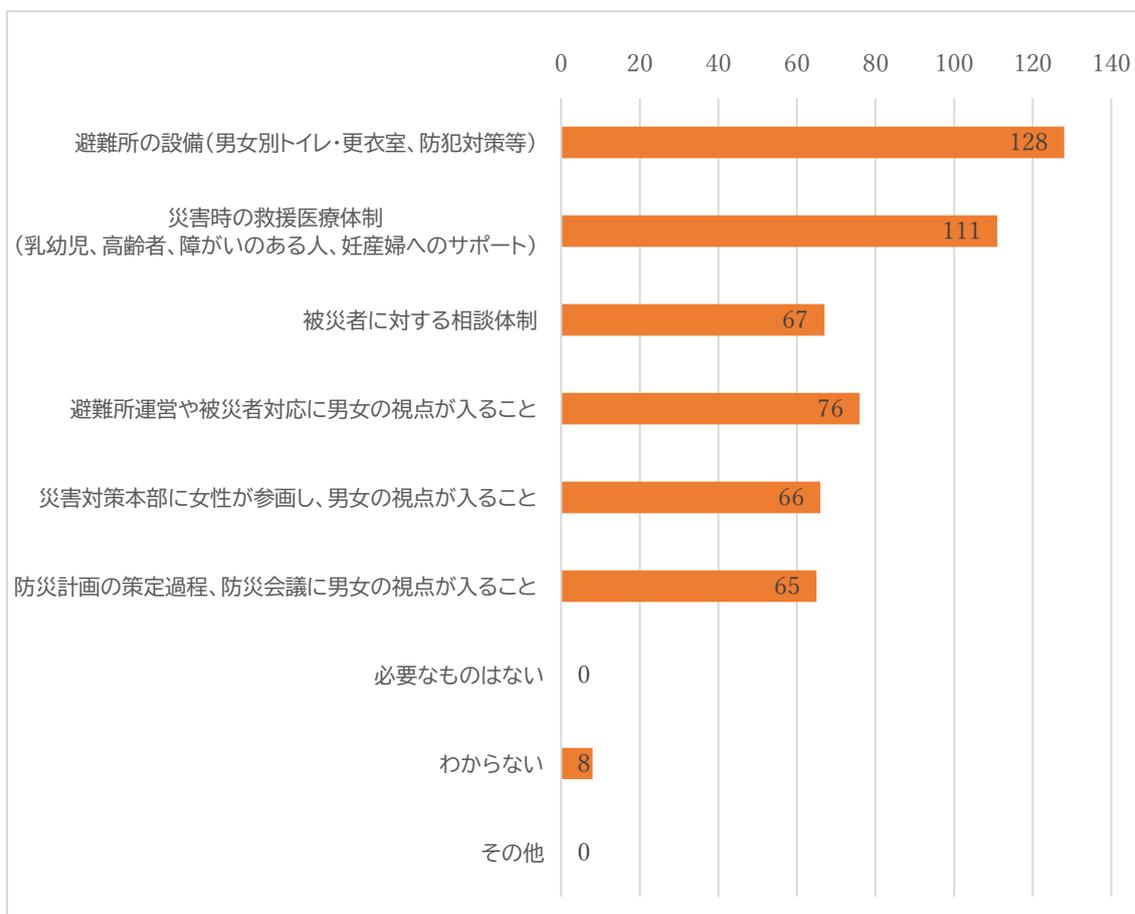
問17-2 ドメスティック・バイオレンスを受けたことについて、誰かに打ち明けたり相談したことはありますか

項目	人数
誰にも相談したことがない	4
友人・知人に相談した	0
警察・公的な相談窓口相談した	0
民間などの機関(弁護士など)に相談した	0
医療・カウンセラーに相談した	0
その他	0

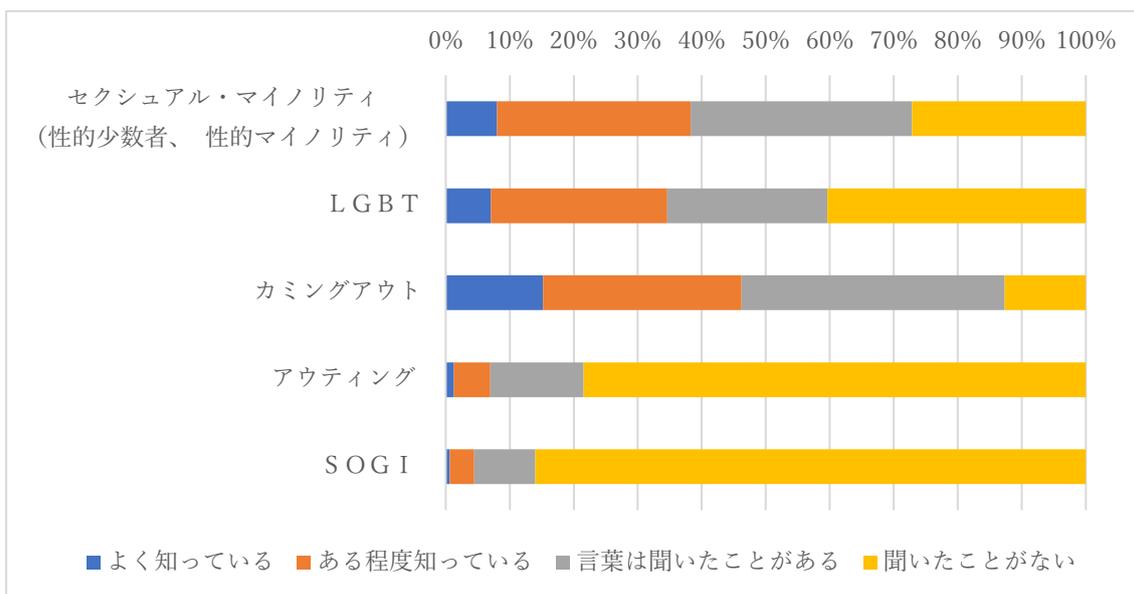
問18. あなたの地域で、防災に関する計画を立てたり、決めごとをする場合、男性と女性がどちらもメンバーとして参加する必要はあると思いますか



問19. 防災・災害対策で男女の性別に配慮した対応が特に必要だと思われることは何ですか



問20. あなたは、次のア～オの言葉と意味について、知っていますか



問21. あなたは、セクシュアル・マイノリティの方に関して、どのような支援や対策が必要だと思いますか



問22. 最後に、男女共同参画社会に関してご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

男性、70代	上記社会進めるべき。能力主義も進めるべき。年功序列はよくない。
男性、60代	人それぞれ。
女性、20代	大人が理解できていなくて、子どもが理解できていることが多いと思う(男性の育休やLGBTに対する「普通」の感覚)
女性、50代	男性の考え方、育ち方があるので、昭和の男性は難しいのではと最近特に感じます。
女性、70代	母性について深く勉強し、知識を得られることができる機会があればいいと思います。
女性、60代	舟形町での男女共同参画社会はまだまだな気がします。少しずつ進んでいますけどまだ努力が必要かと思います。
男性、60代	自由民主主義社会で女子はこの主義で共戦している。もっと女性が活躍できる教育と任せる同士の必要と思う。女性を収入の面で自立させる仕組みが必要。
女性、40代	「男性だから」「女性だから」と簡単に割り切れるものもあれば、それだけでは対応できない複雑な事も多い。「若いから」「年寄りだから」でも違う。とてもデリケートな事柄。個々としての考え方や意識の持ち方で、いろいろな物事が動くのではないかと考えます。
女性、60代	最近カタカナ語が多すぎてわからない。もう少し高齢者にもわかりやすい言葉を求める。
女性、40代	今、女性も仕事をしていることがあたりまえになってきていますが、何かあったとき(子どもの急な休み・早退・学校行事等)は母親が休み、行く場合が多いかと思います。収入のことを考えればそうなるのですが。母親が子どものことをするのはあたりまえ、父親が何かするとイクメン、というのはどうかと。
女性、30代	現行の男女共同参画推進計画を拝見させていただきました。アクションプラン作成し、進行管理を行っていると思いますので、その結果については、ホームページなどで毎年公表しても良いのかなと思いました。また、町の男女共同参画に関する取組を、まだまだ町民は知らないと

	思います(私も良くわかっていません)。そのため、次期計画策定に合わせて広報心ながたに男女共同参画の特集ページを組むなど、町としての取組を町民にPRする機会があっても良いのかなと思いました。
男性、70代	まだまだ言葉面だけの男女共同参画で、女性の仕事を増やしているのではないか。部落内の会議でも耳を傾けることは少ない。会議の参加は半数が女性になっているのに町内役員は男性しかいなくても良いうちは共同参画は浸透していないと思われる。

令和 2 年度 舟形町男女共同参画推進委員会委員名簿

	役 名	氏 名	所 属
1	会長	伊藤 明美	舟形町民生児童委員連絡協議会
2	副会長	八 鍬 昌幸	舟形町町内会長連絡協議会
3	委員	阿部 真	公益社団法人 新庄青年会議所 総務委員会委員長
4	委員	木島 真紀	舟形町 PTA 連絡協議会母親委員長
5	委員	甲州 剛	長沢集学校 校長
6	委員	斎藤 啓子	舟形町女性消防団 部長
7	委員	今田 美貴	富長・堀内を元気にする会
8	委員	沼沢 龍	まちづくり審議会